

令和3年度 第4回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和3年5月31日(月)
招集場所 元気館 健康指導室
2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員
武田委員一欠席
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者
高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名
服部委員、森岡委員

土居教育長：

日程第1

これより、第4回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:30～)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、服部委員さん、森岡委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第10号 邑南町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部改正について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明

5月の臨時会にオンライン通信学習費を計上しました。議会の承認を得ましたので、要綱の一部を改正するものです。今回、就学援助費にオンライン学習費を追加して支給するものです。補正の段階では、オンライン学習費を基準1.3までのところで予算計上をしています。この基準がいいか、1.5までとするかご意見をいただきたいと思います。

土居教育長；

ご質問はございませんでしょうか。

森岡委員：

この財源はどうなっているか。

高瀬学校教育課長：

令和3年度に限っては、コロナ臨時対策交付金を充てることになっています。それ以降については、一般財源になります。

森岡委員：

先ほどの説明で、基準を1.3とした根拠はどうなっているか。

高瀬学校教育課長：

要綱上は1.3～1.4までは、学校給食費が全額。1.4～1.5は半額として支給の要件としています。それ以外については、国の基準に基づいて1.3を基準に基づいていますので、オンライン学習費についても同じ扱いで考えています。

森岡委員：

他のものは1.5までとしているので、今回について1.3とするのは公平性に欠けるのではないか。同じような扱いにした方が良いのではないか。1.3と1.5で、財源的にどれくらいの差が出てくるのか。

高瀬学校教育課長：

1件あたり年間で最大12,000円です。1.3から1.5にした場合、今のところ該当世帯は6件程度ですが、来年度以降は単費で総額90万となりますので、予算の確保が難しくなってくると考えていますが、1.5までということであれば予算確保をして行きたいと思えます。

服部委員：

オンライン学習については、すでに端末を配布していますので、コロナが続く限り今後続いていくのでしょうか。

高瀬学校教育課長：

コロナだけでなく持ち帰り学習も考えています。中学校で聞いたところでは条件を整えば持ち帰り学習を考えておられます。小学校につきましては、学校によって状況は違いますが、夏休みを利用した持ち帰り学習が想定をされています。

井上委員：

費用を掛けてオンライン学習の環境整備を整えたので、なるべく幅広く利用できるようにしたほうがいい。実際に今後対象者が増えていく可能性もあるので、予算の確保をお願いしたい。

服部委員：

このオンライン学習費については、どこまで見るものなのか。ケーブルテレビのインターネット通信費なのか。

高瀬学校教育課長：

家庭で通信環境が整っていれば、オンライン学習費として通信費として出す予定にしています。様式を受給申出書のところで、4.としてオンライン通信学習に伴う通信環境がおおなんケーブル以外でも支給をすることにしています。

服部委員：

通信費を全額みるのか。

高瀬学校教育課長：

おおなんケーブルの通信費ですと、4,200ほどですので、その一部補助という形になります。

井上委員：

これは、インターネットを契約していないと支給対象にならないか。

高瀬学校教育課長：

通信環境については何らかの形であると思いますので、その中で通信ができるのであればオンライン学習は可能ですので、支給はできます。

土居教育長：

オンライン学習通信費を補助対象にすること、その範囲は1.5未満にするということでご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第11号 邑南町ICT教育推進事業補助金交付要綱の制定について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明

この議案については、当初予算で小学校2校、中学校1校をモデル校を設定して、ICT教育を推進していくこととして、中学校が15万円、小学校が10万円を計上しています。これについて学校からの申請について交付をするものです。指定校については、中学校が石見中学校、小学校が口羽小学校と阿須那小学校と

なっています。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 11 号 邑南町 ICT 教育推進事業補助金交付要綱の制定について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 12 号 令和 3 年度 邑南町 一般会計補正予算第 3 号（案）について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明

学校教育課から、当初の配分で学習指導員配置事業として 6,970 千円の配分がございましたが、その後コロナに限ったものでということになり、キラキラサポート事業の方に組み替えをしています。

三上生涯学習課長：

資料をもとに説明

今回の補正で、図書館とハンザケ自然館における会計年度職員の報酬手当等の増です。図書館においては、郷土資料の整理ができずに相当量溜まっていることと、1 人職場ということで休暇が取れないため、毎週月曜日と金曜日の勤務、ハンザケ自然館においては、会計年度職員であった事務員が本年度から任期付き短時間で 3 1 時間の勤務制限と、また、コロナの影響で消毒などに学芸員に相当量の負担となっているため、これを解消するため会計年度職員を 1 名雇用するため補正をするものです。

土居教育長：

説明がありましたが、ご質問はございませんでしょうか。

森岡委員：

これは 1 人の方が両方を掛け持ちとなるのか。

三上生涯学習課長：

そのとおりです。

森岡委員：

郷土資料の整理が大変だと言うことですが、具体的教えてください。

三上生涯学習課長：

今までの郷土資料が石見分館の方にございますが、これが図書としての入力措置ができていないことなど、通常の勤務時間内で処理が難しいところがありますので、未入力のあるものを入力作業をしてもらうことで配置を考えました。

森岡委員：

どれくらいの郷土資料がありますか。

三上生涯学習課長：

郷土資料が200冊、リーフレットなどが段ボール2箱、文庫等の寄贈本が200冊、やまんばの郷づくり地区別戦略と再生事業の実績報告が7箱ございます。

森岡委員：

資料を入力するのに、人を1年間2人雇わないとできないか。地区別戦略の写真や会計報告については、当然地区戦がやるものではないか。図書の資料として地区戦の資料として。地区戦で会計報告をしたり写真を整理したりするので、そこに資料はあるので、同じ物をそのデータを教育委員会にもらって郷土資料として整理するのであれば地区戦だけでなく、邑南町全体の各種団体のたとえば自治会の決算報告とか地区社協の決算報告や写真などあるんですが、そういったものを町として図書館としての郷土資料の中で使用するとう指針をすべてに当てはめてもらわないと、そのために人1人雇うことは理解ができない。

土居教育長：

地区別戦略の中でも郷土資料としての価値のあるものを扱うということではないのか。会計報告まで入力する必要はないので。郷土資料として使う価値のあるものについて入力する解釈ではないか。

森岡委員：

そうするにしても、石見分館だけでなく羽須美分館も本館もあるので、押し並べて同じように郷土資料の活用方法として、将来に残していくことをやっていると、郷土資料として図書館が求めるのがどこまでか分からないが、他に有効にお金を使う必要があるのではないですか。今の説明では理解ができない。この

辺は考えてやらないと、なぜ郷土資料として活用するのか。

土居教育長：

議会での説明もあるので、まとめておいてください。ハンザケ自然館は消毒などの対応が難しいこともあり、その補充も必要なことから人を付けようということです。そこだけではなく、郷土資料についても入力をして活用をして配置をお願いをしたということです。

三上生涯学習課長：

整理については、全庁に渡っての方針を決めて進めて行きたいと思います。

服部委員：

具体的に入力処置はどのようなことをするのですか。

三上生涯学習課長：

図書館システムで検索ができるように、書籍名、著者を入力したり、シールを貼ったりがあります。

服部委員：

本当に必要な物かどうかは、誰が郷土資料として判断をするのですか。

土居教育長：

図書館司書は、書籍についての判断を一任されています。本を選んだりすることは、こちらが決めることができません。郷土資料についての価値については、専門家の意見も聞かないと、全ての図書を残すことは難しいのではないかと。図書館司書の指導のもとに入力をする流れになっています。

議案第 12 号令和 3 年度邑南町一般会計補正予算第 3 号（案）について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 13 号 指定校変更について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明
個人情報より省略

土居教育長：

議案第 13 号指定校変更について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 14 号 邑南町結核対策委員会の委嘱について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明

任期については、令和 2 年からの 2 年間となっています。この度学校長の変更と養護教諭の変更がありましたので提出をしています。

土居教育長：

委員の変更に伴う承認ということですが、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

以上で、第 4 回を終了します。

(～10:54)